

卒業の認定について(全学科共通)

学校教育法及び調理師法の規定にもとづき、栄養、調理、衛生に関する専門技術および理論を修得させ、あわせて社会人として必要な一般教養を授け、社会有為の技術者を養成することを目的としている。

校長は所定の課程を修了したと認めた者に、卒業証書を授与する。

卒業については、卒業判定会議を開催し、成績・出席状況、資格要件に照らして総合的に判断し決定する。

学則より抜粋

(卒業)

第 19 条 校長は、所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

調理専門課程（調理本科・調理ベーシック科・調理テクニカル科）及び調理高等課程（調理本科）を卒業した者は、調理師法に基づく調理師免許資格を取得することができる。